

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 3月 3日

独立行政法人国立病院機構

兵庫あおの病院長 村松 三四郎

1 競争に付する事項

- (1) 件 名 カンピロバクター61件外213件の検査委託
- (2) 履行期間 自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日
- (3) 履行場所 兵庫あおの病院が指定する場所
- (4) 入札方法
 - ① (1)で示す項目を入札に付する。
 - ② 入札価格については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で各項目の総価を入札書に記載すること。金額の内訳は別紙の内訳書に記載することとする。
 - ③ 入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ④ 交渉権者の決定については、②の単価に当院が提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の総価(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって評価することとし、グループ①からグループ④のそれぞれの総価を評価する。
- (5) その他
独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第22条の規程に基づき単価契約とする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 衛生検査所としての許可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 経理責任者が指定する日時、場所に十分に履行することができる者であること。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (7) その他 測定原理及び測定法
 - ① 受託者が変更の場合も原則として検査項目における測定原理及び測定法が変わらないこととするが、基準値や単位等が違う場合で、事前に病院側へ資料配付や説明により了解を得た場合は変更となってもよい。
 - ② 受託者の都合による変更(基準値や単位等、それに伴うシステム変更)は、受託者の費用のもとに行い、病院側への資料配布や説明も受託者が行うこと。

③ 依頼する検査項目は受託から結果報告まで自社内で完結できる体制であることが望ましい。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒675-1327 兵庫県小野市市場町926-453

兵庫あおの病院 業務班 電話0794-62-5560(ダイヤルイン 785)

(2) 競争参加資格書類及び入札書の受領期限

令和7年3月25日(火)の入札開始までとする。

なお、郵送等による場合は書留郵便によることとし3月24日(月)の17時00分までに必着すること。詳細は入札説明書による。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年3月25日(火)14時30分 兵庫あおの病院 中会議室

4 その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(3)から(4)の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(令和24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

(8) 詳細は入札説明書による。